

群馬県信用保証協会レポート

— ディスクロージャー誌 —

2022



GUNMA GUARANTEE
REPORT 2022



群馬県信用保証協会レポート

GUNMA GUARANTEE REPORT 2022

— ディスクロージャー誌 —

2022

ごあいさつ



群馬県信用保証協会
会長 青木 勇

関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務に格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「群馬県信用保証協会レポート2022 ～ディスクロージャー誌～」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会の事業実績、経営計画及び取り組み等についてご理解を深めていただき、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

2021年度の県内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にありましたが、政府や地方公共団体の各種支援施策などにより、雇用・所得においては一部で改善の動きもみられました。その一方で、原油価格をはじめとしたエネルギーコストや原材料費の上昇、供給制約等によるコスト負担増に加えて、ロシア軍によるウクライナ侵攻の影響が世界経済の逆風となるなど、県内景気の下押し圧力は強まってきました。

このような中、県内公的金融の一翼を担う当協会といたしましては、県内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に寄与すべく、金融機関をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、「伴走支援型特別保証制度」などの制度資金を活用した資金繰り支援と、各種経営支援メニューを活用した経営支援に、この一年間懸命に取り組んでまいりました。

2021年度の業務実績につきましては、2020年度からの政府主導による金融支援策が浸透したことにより県内中小企業・小規模事業者の資金需要は弱く、保証承諾金額は前年度実績を大きく下回りました。一方、代位弁済は、政府や地方公共団体の各種支援施策の効果等により倒産企業が低水準となっていることから、前年度実績を下回りました。

私ども信用保証協会は、公的機関としての使命感を持ち、国、県、市町村、金融機関、経済団体や支援機関などの皆さまとの連携を一層強化して、信用保証業務を通じた金融の円滑化に努めるとともに、創業・経営改善・事業承継・事業再生などの中小企業のライフステージに応じたきめ細かな本業支援を通じて、地域経済の活力ある発展に貢献できるよう、役職員一同全力で取り組んでまいります。

関係機関の皆さまにおかれましては、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県信用保証協会レポート2022

CONTENTS

| | |
|-------------------------|----|
| ■ 群馬県信用保証協会のプロフィール | 4 |
| ■ 事業計画 | 6 |
| ■ コンプライアンスへの取り組み | 10 |
| ■ 個人情報保護宣言 | 12 |
| ■ SDGs達成に向けた取り組み | 14 |
| ■ 2021年度の主な取り組み | 16 |
| ■ 信用補完制度 | 20 |
| ■ 信用保証の概要 | 22 |
| ■ 主な保証制度 | 26 |
| ■ 企業のライフステージに応じた支援の取り組み | 28 |
| ■ 業務の流れ | 30 |
| ■ 役員・組織体制 | 32 |
| ■ 2021年度の事業実績 | 36 |

群馬県信用保証協会はSDGs達成に向けた取り組みを実施しています

群馬県信用保証協会は、【信用保証】と【企業のライフステージに応じた支援】で、中小企業・小規模事業者の活力ある発展をサポートすることを通じて、SDGs達成に貢献してまいります。



SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

群馬県信用保証協会におけるSDGs達成に向けた取り組みについては、14ページをご覧ください。

群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

私ども群馬県信用保証協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援するとともに、金融機関及び関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営改善・事業承継・事業再生の各種支援に積極的に取り組むことで中小企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

○ 3つの基本理念と行動指針

～3つの基本理念～

1. 中小企業に寄り添った「信用保証」を通じて、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。
2. 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業の経営の安定と発展を支援します。
3. 群馬県の明日を担う中小企業のよきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。

～行動指針～

1. 地域経済への貢献

- (1) 地域に密着した事業活動を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。
- (2) 創業支援を通じて起業意欲を喚起し、地域経済の活性化に貢献します。
- (3) 経営改善支援、事業承継支援、事業再生支援に積極的に取り組み、地域経済基盤の安定化に貢献します。

2. 質の高い保証サービス

- (1) 中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談業務の充実に努めます。
- (2) 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業のライフステージに応じた支援に努めます。
- (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。

3. 健全な業務運営

- (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組めます。
- (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
- (3) 健全な業務運営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。

○沿革

- 昭和24年 9月 ● 設立許可
- 昭和24年10月 ● 財団法人群馬県信用保証協会設立
- 昭和29年 6月 ● 特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
- 昭和44年 5月 ● 県内12か所に連絡所を開設
- 昭和46年 2月 ● 群馬県産業会館へ事務所を移転
- 昭和59年 6月 ● 西毛支所及び東毛支所を開設
- 平成 2年 7月 ● 太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
- 平成10年 1月 ● 本所を群馬県中小企業会館に移転
- 平成10年 4月 ● 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
- 平成16年10月 ● 高崎支店移転
- 平成20年10月 ● 太田支店移転
- 平成21年 4月 ● 桐生支店移転

○プロフィール [2022年3月31日現在]

| | |
|-------|----------|
| 基本財産 | 408億円 |
| 利用企業数 | 26,376企業 |
| 役職員数 | 132名 |
| 事業所数 | |

本店(前橋市)、高崎支店、桐生支店、太田支店
 連絡所12か所(商工会議所10か所及び安中市・中之条町の商工会内)



本店外観
 (群馬県中小企業会館4・5・6階)

事業計画

○年度経営計画（令和4年度）

1. 群馬県の景気動向

群馬県内の景気の動向は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響から依然として厳しい状態が続いていますが、政府の各種経済対策などにより雇用・所得においては一部で改善の動きもみられます。その一方で、これまでの原油価格をはじめとしたエネルギーコストや原材料費の上昇、円安や供給制約等によるコスト負担増に加えて、ロシア軍の侵攻によるウクライナ情勢の流動化により更なる影響が懸念されることから、今後の動向等を注視する必要があります。

2. 中小企業及び当協会を取り巻く環境

県内の多くの中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）においては、長引く新型コロナの感染拡大による経営への影響に加えて、人手不足や生産性向上への対応、事業承継等の様々な経営課題を抱えています。

新型コロナの影響により売上が大幅に減少した中小企業に対し、群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金（民間金融機関を活用した実質無利子・無担保融資）や伴走支援型特別保証等の政策保証による資金繰り支援とともに、外部専門家派遣等の経営改善支援を行ってきました。その結果、保証承諾及び保証債務残高は大幅に増加して、事故受付と代位弁済については、資金繰り支援や経営改善支援へ傾注した効果もあって比較的落ち着いています。当協会はポストコロナ社会を見据え、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携して、中小企業への円滑な資金供給はもとより、ライフステージに応じた支援に加えてデジタル化による生産性の向上等、様々な経営課題に直面する中小企業に対して能動的な支援を行います。また、SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した企業活動は世界の潮流であり、中小企業が持続的に事業活動を行うことができるよう、環境経営や社会貢献活動の普及等に積極的に取り組んでいきます。

業務運営方針

当協会は、「群馬県信用保証協会の3つの基本理念と行動指針」及び「令和3年度～令和5年度中期事業計画」に基づき、公的な保証機関として、中小企業の金融の円滑化と、中小企業のライフステージに応じた経営支援業務に積極的に取り組み、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するとともに、社会情勢の変化に合わせてSDGs及びデジタル化を推進するために、令和4年度の業務運営方針を以下のとおりとします。

1. 地域や企業ニーズに応じた支援と取り組みの浸透

- ①金融支援については、新型コロナの影響を受けた中小企業に伴走支援を行うとともに、大規模な災害が発生した際などには迅速なセーフティネット機能を発揮します。また、中小企業のライフステージごとの多様な資金ニーズに対応するため、関係機関と連携し、地域経済の維持・発展に貢献します。
- ②創業・経営改善支援については、金融支援と経営支援の一体的な取り組みや、各種計画策定等の専門家を活用した支援のほか、「各種相談窓口」の活用やモニタリング等による伴走支援を行うことで、中小企業の経営改善、デジタル化による生産性向上等を後押しします。
- ③再生支援については、金融機関や関係支援機関との連携を一層強化して、中小企業の経営の立て直しや事業再生に向けて積極的に取り組みます。
- ④広報については、中小企業や金融機関をはじめとする関係機関に対して、当協会の信用保証業務や経営支援業務について一層の認知度向上を図るために、ホームページや広報誌を充実させる等、多様な広報媒体を活用した広報活動を行います。
- ⑤中小企業支援や社会貢献活動等を通じて、地域におけるSDGsの推進と地方創生に貢献します。

2. 企業の実態把握による効率的な期中管理と管理回収

- ①延滞・事故管理については、個々の企業の状況把握に努め、金融機関と連携して条件変更や借換等を促して、事故状態に至る前に金融支援を行います。

②管理回収においては、引き続き現況把握を徹底して、効率性や管理コストの意識を持ち適切な管理回収に取り組みます。加えて、事業継続中の中小企業については、事業再生の可能性を発掘し、再生支援に取り組みます。

3. 経営基盤の強化

- ①コンプライアンス態勢の強化に努め、役職員のコンプライアンス意識の更なる向上・徹底を図るとともに、検査体制の充実を図ります。また、反社会的勢力排除及び不正利用防止に向けた取り組みを継続します。
- ②中小企業の多様化するニーズに適切に対応していくために、人材育成に注力し組織力の強化を図るとともに、中小企業や金融機関の利便性向上のため保証手続きの電子化に取り組みます。また、内部事務のデジタル化も推進し働き方改革に取り組むことで、職員が働きやすい職場環境の向上に努めます。
- ③情報システムについては、利便性を高めるとともに、安定的かつ効率的な運用を維持します。また、事業継続計画（BCP）の点検・見直しや周知徹底等により実効性を確保します。

重点課題

【保証部門】

1. 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進と迅速な対応

- ①中小企業のライフステージに応じて、国や地方公共団体の政策に則った制度融資及び中小企業にとって利便性の高い保証制度等を推進して、資金繰りの円滑化を図ります。
- ②令和4年1月から取扱いが開始された「環境経営Gエール保証」「環境経営Gエールプラス保証」及びSDGs私債債の推進を通して中小企業のSDGsへの取り組みを支援します。
- ③金融機関訪問等を積極的に行い、信頼関係を構築するとともに、保証制度に対するニーズの把握に努め、中小企業の課題解決につながる新たな保証制度を検討します。
- ④中小企業及び金融機関の利便性向上並びに当協会業務の効率化のため、今年度から県内の主な金融機関で信用保証書の電子化を開始します。また、信用保証書の電子化を開始していない金融機関に対しても働きかけていきます。更に保証申込手続きの電子化に向けた保証審査事務の準備を進めます。

2. 中小企業の実情に応じた伴走型資金繰り支援の推進

- ①新型コロナの影響を受けている中小企業に対して、伴走支援型特別保証をはじめとする国や地方公共団体の政策保証や借換保証等を推進していきます。
- ②保証申込や条件変更申込の際に、中小企業の資金繰り改善に向けた経営改善支援の取り組みを、金融機関と連携し積極的に提案していきます。
- ③中小企業の実情把握に向けて、経営者との面談や現地調査を積極的に行います。

3. 経営者保証ガイドラインの定着に向けた取り組み

経営者保証に関するガイドラインの適切な運用と定着に引き続き努めて、地域経済の活力ある発展に貢献します。

4. 金融機関をはじめとする関係機関との連携推進

- ①金融機関との対話を継続して地域動向の把握に努めます。また、勉強会、研修会についても引き続き積極的に開催します。
- ②地方創生に係る中小企業の振興を目的とした「相互協力の覚書」を締結した金融機関及び関係機関とは、実効性を高めるため情報交換会等を開催します。また、未締結の金融機関及び関係機関に対しては締結に向けた働きかけを継続します。
- ③金融機関及び関係機関が開催するビジネスマッチングのための交流会等に対して積極的に後援を行い、地方創生、地域経済の発展に貢献します。
- ④当協会主催の独自セミナー（創業セミナーなど）を企画し開催します。
- ⑤群馬県中小企業支援ネットワーク会議の事務局として、県内中小企業の経営の安定・発展を図り、地域経済の活力ある発展に貢献するため、関係機関との連携強化に取り組みます。

5. 反社会的勢力排除及び不正利用防止

公的機関としての使命感を持ち、反社会的勢力排除や不正利用防止のため、保証申込先の情報収集や現地調査を実施してチェックの徹底を図ります。

【期中管理・経営支援部門】

1. 創業支援態勢の拡充

- ①創業希望者に対しては、「創業応援チーム」がよきパートナーとしての役割を実践します。
- ②経営課題を抱えている創業者に対しては、外部専門家を派遣する等のフォローアップを継続します。
- ③女性創業希望者に対しては、女性創業応援チーム「シルキークレイン」がきめ細かい支援を行い、女性の社会進出を後押しします。

2. 能動的な経営改善支援の取り組み

- ①金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化して、より多くの中小企業に経営改善支援が行き届くよう働きかけます。
- ②経営改善支援が必要と判断される中小企業については積極的に企業訪問を行い、経営者との対話の中で、経営課題の抽出を一緒に進めていきます。
- ③経営改善支援にあたっては、中小企業の抱えている課題の解決に関して、最適と判断される支援メニューを提案します。また、当協会の支援メニューで課題解決が困難な場合は、外部支援機関への橋渡しを行い、課題解決の出口まで伴走して支援します。

3. 円滑な事業承継を後押しする取り組み

- ①事業承継の形態や事業承継に関する保証制度が多様化する中で、相談窓口を「事業承継相談窓口」に一元化して、より多くの事業承継をサポートします。
- ②事業承継が進んでいない中小企業については積極的に企業訪問を行い、事業承継に対する問題意識の掘り起しに努めるとともに、経営改善に関する提案も行い総合的な支援を実施します。
- ③事業承継支援にあたっては、中小企業の事業承継に向けた課題に応じて、関係機関・金融機関と連携を図るとともに、外部専門家による事業承継計画策定支援や助言を行い、事業承継を後押しします。

4. 返済緩和先の正常化支援及び延滞先・事故受付先の早期解決

- ①返済緩和中にある中小企業については、借換保証による返済正常化の可能性を検討し、金融機関と連携して返済正常化に向けた取り組みを推進します。
- ②延滞や事故要因が発生した中小企業に対しては、早期に金融機関に働きかけ、条件変更や借換保証等の弾力的な取り組みを進めます。

5. 事業再生支援の取り組み

- ①事業再生のステージにある中小企業においては、支援機関及び金融機関と緊密に連携し、経営改善や事業再生に向けた早期着手に努めます。
- ②中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）等の支援を受け事業再生に取り組む中小企業に対しては、保証債務DD Sや求償権不平等譲渡等の抜本的な再生手法にも柔軟に対応します。

6. 自主廃業支援の取り組み

経営者が事業継続は困難と判断した中小企業に対しては、金融機関や活性化協議会等と連携して円滑な事業撤退を支援します。

7. 求償権先に対する再生支援の取り組み

- ①代位弁済後も事業を継続し誠実に弁済を進める中小企業に対しては、関係部署と連携し企業訪問等による実態把握に努め、求償権消滅保証を活用した事業再生の可能性を検討します。
- ②企業の成長性や安定性を見極め、事業再生が可能と判断した場合には、関係機関との連携により金融正常化に向けた積極的な支援に取り組みます。また、事業再生は時期尚早と判断した場合においては、外部専門家の派遣等を通じて、当該企業が抱える課題解決や事業基盤の強化を目的とした伴走型支援を実践します。

8. 経営支援の効果検証と拡充への取り組み

- ①過去に経営支援を実施した中小企業については、金融機関や認定支援機関等との連携によるモニタリングを通して、その後の業績動向にも注意していきます。特に、経営改善計画書の策定を行った中小企業については、定期的に計画の実施状況を確認して、経営支援による経営改善効果の把握に努めます。
- ②経営改善支援の効果検証については、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業や群馬県経営サポート会議を活用した先等を対象に、保証利用状況、ローカルベンチマークの財務情報、CRD評点等を指標として定量的な検証を行います。

③経営支援業務の更なる拡充のために、既存の経営支援メニューの見直しや、専門家や支援機関との連携の拡張、経営支援を担う人材の育成にも注力します。

【その他間接部門】

1. コンプライアンス態勢及び検査体制の強化

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動を通して、コンプライアンス態勢の強化及び役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ②内部検査における検査項目等を継続的に見直し、検査体制の強化を図ります。
- ③全国暴力追放運動推進センターからの情報活用及び群馬県暴力追放運動推進センター等との連携を図り、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強化します。

2. 人材育成を通じた組織力の強化と働きやすい職場環境の向上

- ①各種研修への参加及び外部講師による講演会の開催等により、信用保証協会の職員として必要となる知識の習得に努めて能力開発を図るとともに、企業診断・経営支援業務を担える人材の育成を推進します。
- ②外部連携機関への派遣研修を実施して、研修で得られた知識を業務に活かすことで、適切な業務運営につなげます。
- ③重要なテーマについて意見交換会等を開催し、職員が認識を共有し一丸となって業務改善や経営課題に取り組むことで組織力の強化を図ります。
- ④衛生委員会の活動や職員相互のコミュニケーションの機会を通してメンタルヘルスケア等に取り組みます。また、デジタル化への対応も加速して働き方改革へ取り組む等、職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。

3. 情報システムの安定的な運用と事業継続計画（BCP）の実効性の確保

情報システムの安定的かつ効率的な運用を維持するとともに、デジタル化への対応等により、より利便性の高い利用環境の構築に努めます。また、災害等発生時においてシステム環境の迅速な復旧ができるよう訓練を実施して、事業継続計画（BCP）の点検・見直しと周知徹底を図ること等により実効性を確保します。

4. 多様な広報活動の展開

保証制度に関する情報や創業支援・経営改善支援などの各種支援、当協会の取り組みについて広く周知するため、ホームページや広報誌「保証月報」を充実させます。また、当協会が提供するFM GUNMAの「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、様々なライフステージで挑戦を続ける企業の応援番組としてリニューアルして、企業経営に関する有益な情報発信を行うとともに、当協会の認知度向上を図ります。加えて、環境に配慮した事業活動の取り組みとして、紙媒体を使用している広報物については、デジタル化・ペーパーレス化を進めます。

5. SDGsに係る社会貢献活動等の取り組み

地球環境の保全につながる活動への参加・協力等により、ウィズコロナの状況下にあっても可能な限りSDGsを推進し地域社会に貢献します。また、女性創業応援チーム「シルキークレイン」の活動等により多様な人材が活躍できる地域づくりに貢献します。

保証承諾等の見通し

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

| 項目 | 金額 | 前年度計画比 |
|--------|---------|--------|
| 保証承諾 | 1,420億円 | 77.6% |
| 保証債務残高 | 6,694億円 | 102.2% |
| 代位弁済 | 78億円 | 81.3% |
| 回収 | 16億円 | 100.0% |

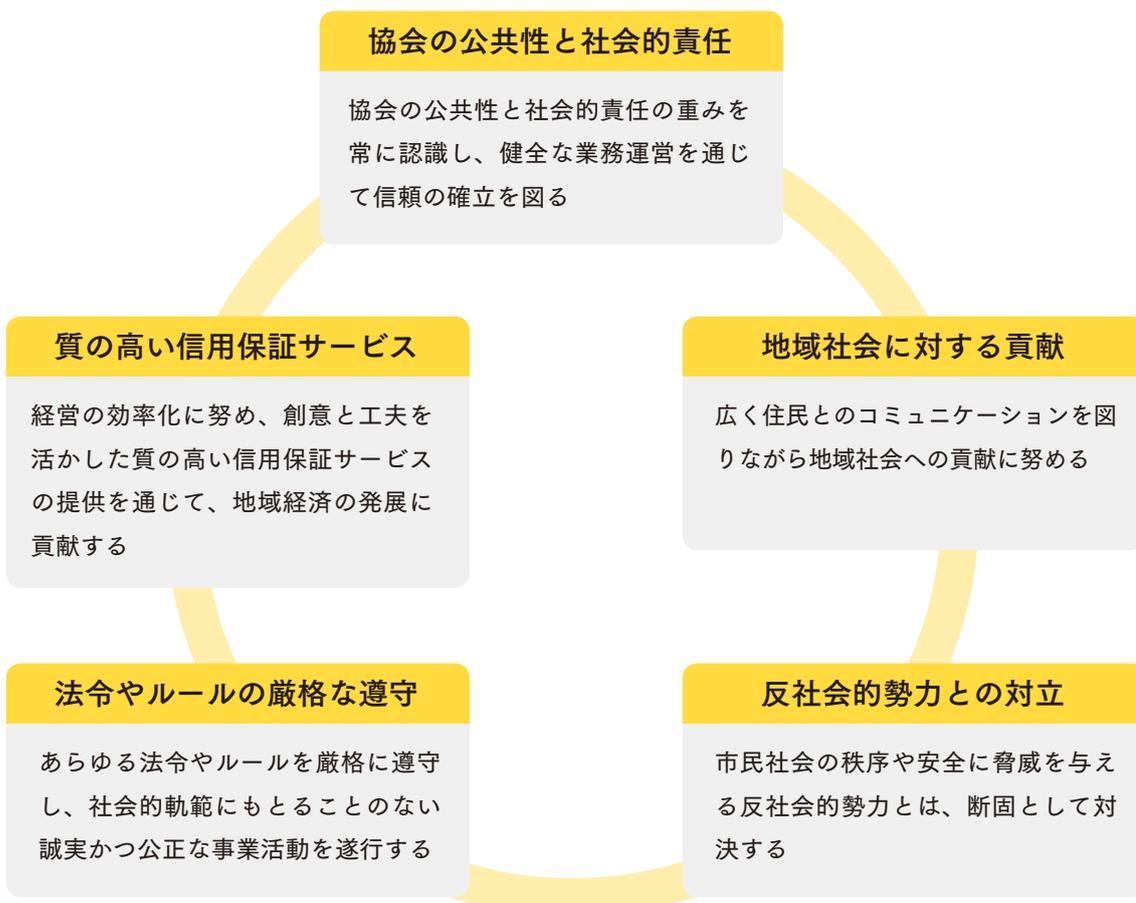
コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

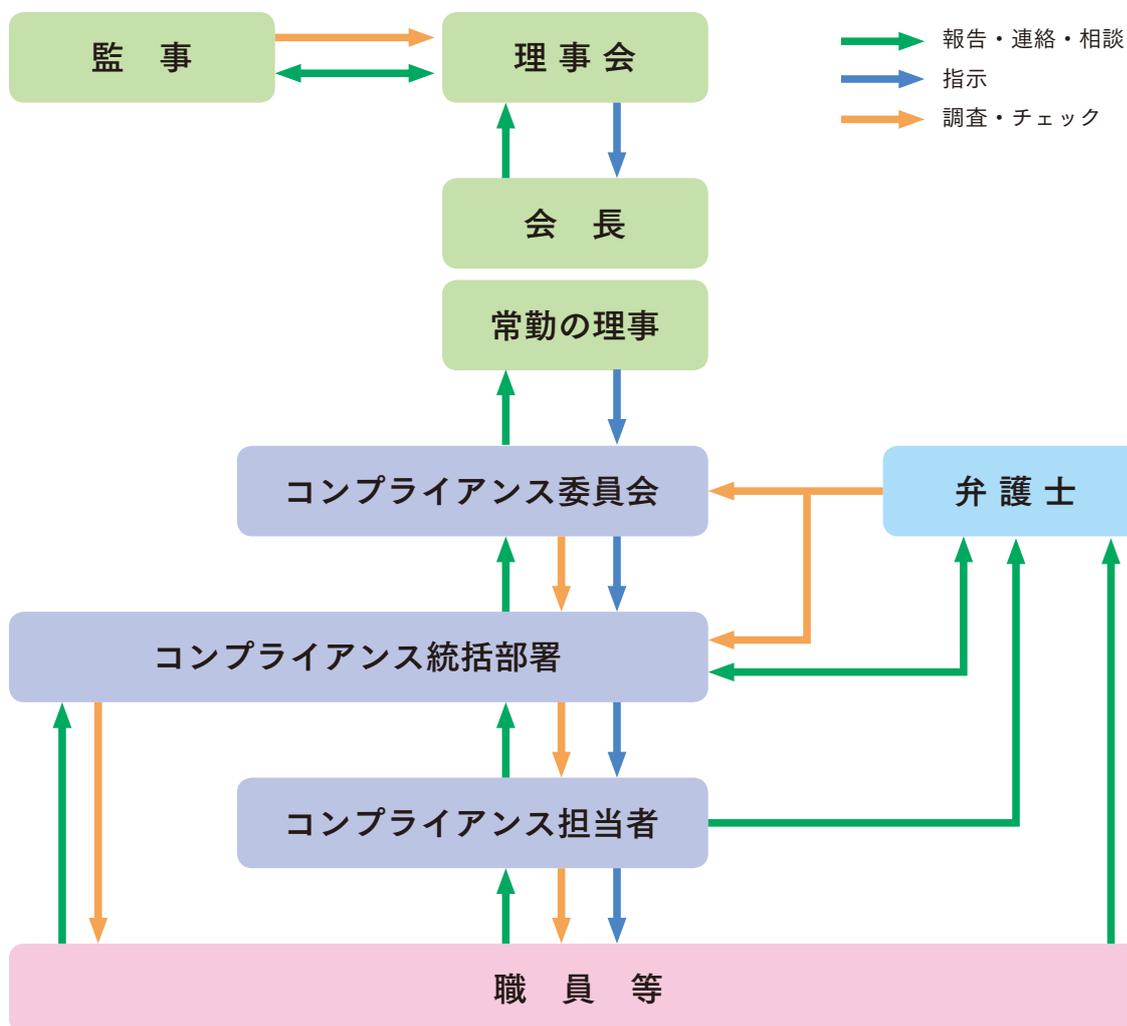
このため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めています。

○群馬県信用保証協会倫理憲章



○コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めています。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（又は郵送）ください。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6、7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

| | | |
|-------|----------------------|--------------------------|
| 住 所 | 前橋市大手町三丁目3番1号 | |
| 電話番号 | 027-231-8816 | 027-231-8875 |
| 部 署 名 | 群馬県信用保証協会 総務部 総務課 | 群馬県信用保証協会 保証統括部 保証推進課 |

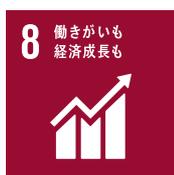
SDGs 達成に向けた取り組み

当協会は、「群馬県の経済発展に貢献する」という理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献します。

1. 中小企業支援による地域経済の発展に貢献する取り組み

(1) 信用保証を通じて中小企業への円滑な資金供給を行います

- ア 中小企業の信用力を補完することで、中小企業と金融機関とのかけ橋となり、地域経済の発展に貢献します
- イ 中小企業を取り巻く環境や、中小企業が置かれている現状を汲み取り、中小企業に寄り添った信用保証を行います
- ウ 大規模な経済危機や災害の発生の際には、中小企業の経営基盤を支えるため、セーフティネット機関としての役割を果たします
- エ SDGsや地域貢献に対する取り組みを行う中小企業に対し、SDGs 私募債保証制度などで資金調達を支援します



(2) 企業のライフステージに応じた支援を関係機関と連携して行い、中小企業の成長に寄与します

- ア 創業相談及び創業計画の策定支援など、多様な創業支援により、活力ある企業を生み出します
- イ 個々の企業の実情に即した経営改善支援により、中小企業の経営課題解決に尽力します
- ウ 円滑な事業承継を促進する事業承継支援により、企業の価値を未来に繋げます
- エ 厳しい経済環境のもと、苦境に立った中小企業への事業再生支援により、経営の健全化を後押しします



2. 社会貢献活動、労働環境の整備及び多様な人材の活躍推進への取り組み

(1) 公的機関である信用保証協会の社会的立場を鑑み、社会貢献活動に尽力します

- ア ペーパーレスによる森林資源保護やクールビズなどの省エネ化による地球温暖化防止を行い、地球環境の保全に努めます
- イ ボランティア活動やチャリティーイベントへの自主的な参加、及び地域の催しや祭りに協賛することで、地域の活力向上に貢献します
- ウ 地球環境の保全に取り組む企業を支援する債権の取得を通じて、持続可能な社会の実現に向けた活動に協力します



(2) 働き方改革を意識した労働環境の整備に努めます

- ア 有給休暇取得の推進や時間外労働の削減などにより、ワークライフバランスを促進します
- イ 育児休業取得の推進や育児休業からの職場復帰支援などにより、性別にとらわれない職場づくりを推進します
- ウ 各種ハラスメントの撲滅や職員のメンタルヘルスケアに取り組み、職員がいきいきと働ける職場であり続けます



(3) 多様な人材が活躍できる環境整備と機会の提供に励みます

- ア 質の高い保証サービスを提供するため、各種研修制度の実施や資格取得の奨励により、職員のスキルアップを図ります
- イ 女性創業応援チーム「シルキークレイン」による女性創業支援により、女性が活躍できる地域づくりに貢献します



2021年度の主な取り組み

○金融機関との連携強化

企業の成長・発展を促すための金融機関との連携強化

当協会では、中小企業・小規模事業者の成長・発展を促すため、より強固な連携を金融機関と図るべく取り組みを行っています。

地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、金融機関と創業支援・経営改善支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関する覚書を締結しています。

また、当協会の役員から保証審査担当者までの各階層で金融機関との対話を積極的に行い、中小企業・小規模事業者にとってより良い支援が行えるよう努めました。これまでと同様に信用保証の付かない融資（プロパー融資）と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、金融機関と当協会が協力して中小企業・小規模事業者が円滑に資金調達できるよう取り組みました。2021年度に当協会でご保証承諾をしたもののうち、50.5%が金融機関のプロパー融資支援が行われていました。

今後も中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

東和銀行と覚書を締結しました

この取り組みは、地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、平成28年度から始めたもので、令和3年度は、東和銀行と業務連携に関する覚書を締結しました。令和3年度末までに12金融機関と覚書を締結しています。

連携の内容は、金融機関によって様々ですが、創業支援・経営改善支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会の開催等、金融機関と当協会の人的な交流に関することなど多岐にわたります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。



○地方創生への取り組み

シルキークレイン presents ガールズ創業カフェ+online を開催しました

令和3年12月、当協会主催（後援：群馬県、群馬県産業支援機構、群馬県商工会連合会、群馬県発明協会）の女性向け創業セミナー「シルキークレインpresentsガールズ創業カフェ+online」を開催いたしました。

このセミナーは、当協会の女性創業応援チーム「シルキークレイン」が、県内の創業気運の醸成、女性の創業の後押しを目的に開催しているもので、今年度で5回目の開催となります。当協会本店の6階特別会議室を会場に、創業希望者、創業者、創業に興味がある方など16名の女性にご参加いただきました。また、今回の開催では初めて、オンラインによる参加を募集し、こちらも11名の女性にご参加いただきました。



第1部 創業トーク

出演：BLUE o-bun/若井紗織さん
hana hair&co./後藤美香さん
株式会社クボタ/久保田陽子さん

第2部 創業に向けてのアドバイス

講師：中小企業診断士/西山和孝さん

第3部 創業お役立ち情報

講師：群馬県発明協会/知財アドバイザー 浅川さん
群馬県商工会連合会/専門経営指導員 阿部さん

第4部 保証協会からのお知らせ

高崎商科大学にて講義を行いました

令和3年5月、高崎商科大学（高崎市根小屋町741）にて、当協会の職員が「中小企業支援を通じた地域貢献」について講義を行いました。

講義は、前田拓生高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部教授、高崎商科大学地域連携センター長（肩書は当時のものです）が担当する講義「地域活動と社会貢献」の一環としてオンラインにて行われ、実際に受講された学生の皆さまから「中小企業を支援することが地域貢献に繋がることを学んだ」「信用保証協会の存在と役割を知ることができてよかった」といったご感想をいただきました。



○SDGsに関する取り組み

「環境経営Gエール保証」・「環境経営Gエールプラス保証」を創設しました

SDGs等の視点を取り入れた企業価値の向上に関心が高まるなか、中小企業・小規模事業者の環境経営への取り組みを後押しするため、「環境経営Gエール保証」並びに「環境経営Gエールプラス保証」を創設しました。

「環境経営Gエール保証」は、ISO14001や、エコアクション21などの環境マネジメントシステムを取得している方に向けた保証制度です。

「環境経営Gエールプラス保証」は、「環境経営Gエール保証」と同様に、いずれかの環境マネジメントシステムを取得していることに加えて、一定の財務内容を満たすことで、一括返済方式の短期資金を一定期間継続してご利用いただける内容となっています。



ボランティア活動を行いました

令和3年10月、当協会の役職員が、本店周辺（前橋市大手町）で清掃活動を行いました。

当日は天候に恵まれ、気持ちのよい秋日和のなか、公道などの美化活動に取り組み、集めたごみは50リットルのごみ袋で10袋以上となりました。



昨今、まだ安全に食べられるにも関わらず廃棄される食べ物（食品ロス）が社会問題になっています。

そこで令和4年2月、当協会はフードドライブ（食品の寄付）を行いました。役員・職員から食品の寄付を募り、集まった食品は全てフードバンク団体に寄付しました。

当協会は、公的機関としての社会的立場を鑑み、SDGs達成に向けた取り組みとして、社会貢献活動に尽力することを掲げています。今後もこうした活動を通じ、地域の安定や発展に貢献できるよう努めてまいります。（SDGs達成に向けた取り組みについては14ページをご覧ください。）

○職員の資質向上への取り組み

経営支援に関する内部研修を開催しました

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした経済活動の制限等により、中小企業・小規模事業者の経営は非常に厳しい状況が続いています。そのため、ウィズコロナ社会では「経営体制を根本から見直す必要がある」と考える企業が多くいることと予想されます。

そこで当協会では、ウィズコロナ社会においても、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むべく、経営支援業務に係る内部研修に力を入れて取り組んでいます。

令和3年度では、当協会の経営支援課・再生支援課が中心となり、創業・経営改善・事業再生に係る内部研修を行いました。

今後も当協会一丸となり、中小企業・小規模事業者の経営支援に取り組んでまいります。



○広報活動

FM GUNMAとの共同制作番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」について

平成25年4月から放送を開始したFM GUNMAとの共同制作番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、令和3年度も継続して放送しました。

企業のトップや経済界のリーダーから創業や事業承継時に経験したことや、経営者となっからの挑戦の軌跡、これから事業を開始される方・若者へのメッセージなどをお話しいています。また、特徴のある事業者や、新規創業者などを「チャレンジ企業」として紹介しています。令和3年度は23名の経営者等にご出演いただき、興味深いお話をさせていただきました。

また、番組の一部では、当協会からのトピックスを紹介するコーナーも設け、県内の中小企業・小規模事業者へ情報発信をしています。

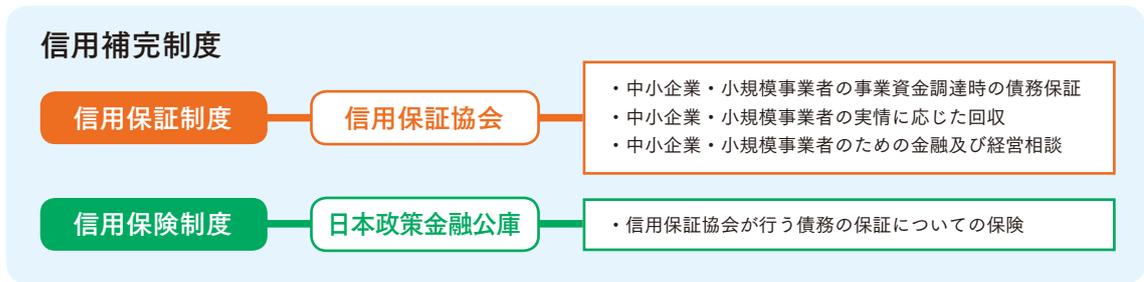
なお、過去放送分につきましては、当協会ホームページに掲載しています。

令和2年度に放送した トップインタビューをまとめた冊子「チャレンジ・ザ・ドリーム ～群馬の明日をひらく～ 令和2年度版」を発刊しました。起業やイノベーションのヒントに満ちた経営者の言葉がたくさん詰まった冊子です。ぜひご覧ください。

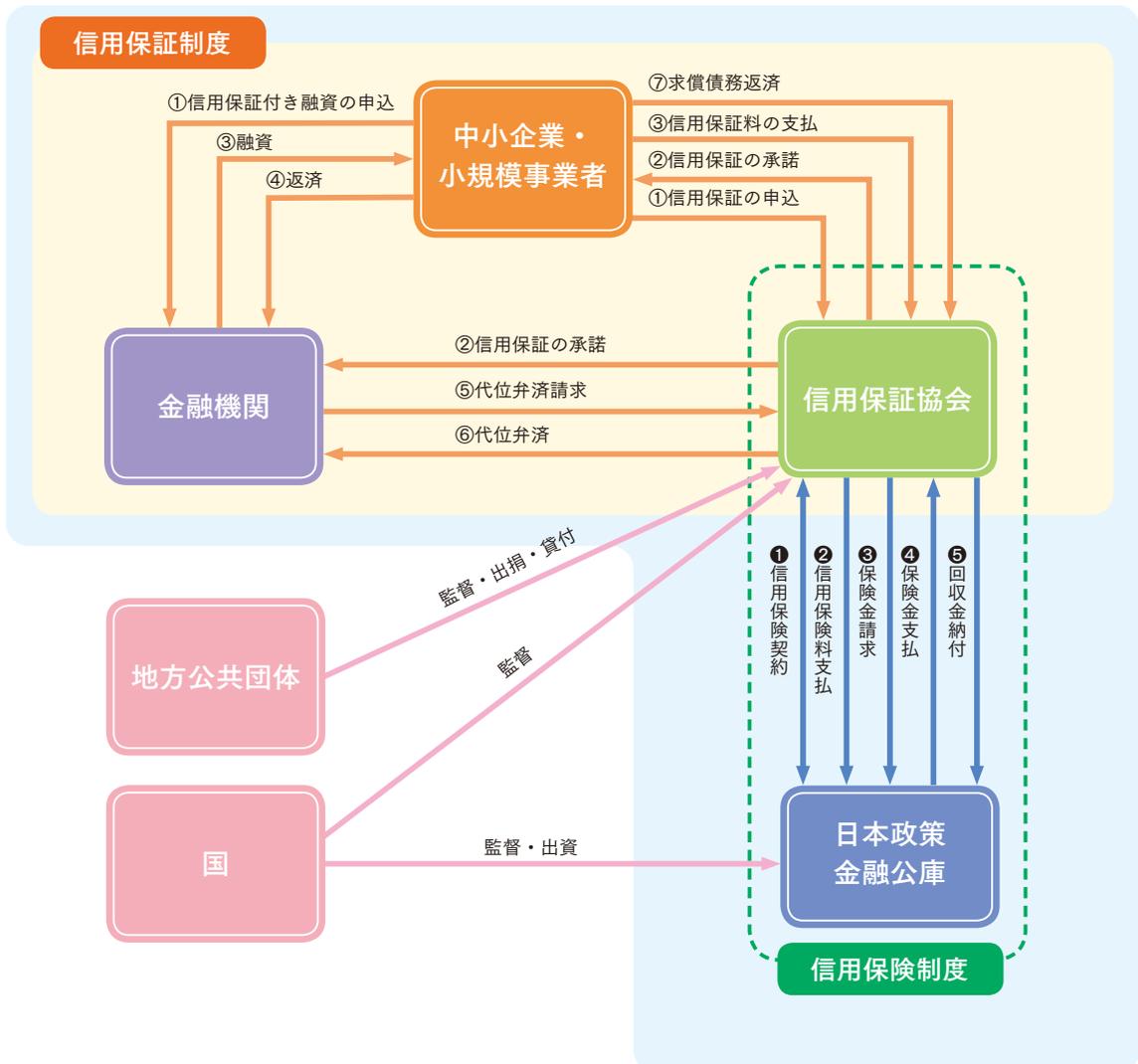


信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



○信用補完制度のしくみ



信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ② 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知します。
- ③ 信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥ 信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をします（代位弁済）。
- ⑦ 代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会にて相談し、借入金を返済していただきます。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ② 信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求します。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%~90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

信用保証の概要

○信用保証をご利用いただける方

企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

| 業種 | 資本金 | 常時使用する従業員 |
|----------------|-----------|-----------|
| 製造業等 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業（士業法人を含む） | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等 | — | 300人以下 |

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO法人は特例対象外）

| 業種 | 資本金 | 常時使用する従業員 |
|---|-----------|-----------|
| ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保証の対象外とされています。

主な信用保証の対象外の業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、その他信用保証法で定める一部のサービス等

所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている方が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。また、創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。

また、免許、許可、認可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

○信用保証の内容

保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

| 組織 | 保証限度額 |
|----------------------|-----------|
| 個人事業者・会社・医療法人等・NPO法人 | 2億8,000万円 |
| 組合 | 4億8,000万円 |

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

連帯保証人

当協会では、特別な事情がある場合を除き原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要としています。

一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としています。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人としています。

担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人となります）。

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した対応を行っています。本ガイドラインの趣旨に照らして経営者保証が不要となる場合があります。

○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としています。

（単位：％）

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 基準料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |
| 責任共有保証料率 （特殊保証） | 1.90 (1.62) | 1.75 (1.49) | 1.55 (1.32) | 1.35 (1.15) | 1.15 (0.98) | 1.00 (0.85) | 0.80 (0.68) | 0.60 (0.51) | 0.45 (0.39) |

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定します。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

（単位：％）

| 保証制度 | 保証料率 | 保証制度 | 保証料率 |
|------------------|------|------------------|------|
| 経営安定関連保証（1～4・6号） | 0.80 | 経営安定関連保証（5・7・8号） | 0.68 |
| 創業関連保証 | 0.70 | 特定経営承継準備関連保証 | 1.15 |

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

| 定性割引 | 割引の内容 |
|------------|---|
| 有担保割引 | 弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1％割り引きます |
| 会計参与設置会社割引 | 一括支払契約保証を除く全ての保証について、保証料率を0.1％割り引きます |

（単位：％）

| 割引が適用される群馬県制度資金の保証料率（弾力化保証料率の場合） | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 責任共有対象外 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.40 | 1.15 | 0.90 | 0.72 | 0.56 | 0.40 |
| 責任共有対象 | 1.730 | 1.580 | 1.380 | 1.180 | 0.980 | 0.830 | 0.664 | 0.498 | 0.373 |

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※一律料率で割引が適用される群馬県制度資金もございます。

○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

責任共有の対象外となる保証制度

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号
- ②災害関係保証
- ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- ④特別小口保険に係る保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧中堅企業特別保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証
- ⑩経営力強化保証
（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「経営力強化保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）
- ⑪事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）
（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）
- ⑫危機関連保証

責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいています。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしています。

| 部分保証方式 | 負担金方式 |
|---|--|
| 融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎ 保証金額 = 融資金額 × 80% | 融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方式 |

主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しています。主な保証制度の概要をご紹介します。

○通常の保証

普通保証

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内）

長期保証

○小規模事業者の方

小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、宿泊業は20人以下）
- 保証料率 0.50～2.20%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 原則不要
- 保証期間 10年以内

○これから事業を始める方、創業後間もない方

創業関連保証

- 対象
 1. 「事業を営んでいない個人」が「1か月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2か月以内（※）に会社を設立する場合」
（※ 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6か月以内となります。）
 2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
 3. 「事業を営んでいない個人」により創業した後、会社を設立し、同一事業を当該会社が引き継いだ場合（個人として創業した後、5年未満に限る）
 4. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 3,500万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

○円滑な事業承継を目指す方

事業承継特別保証

- 概要 代表者個人が連帯保証人となる「経営者保証」を「不要」とする制度です。各要件や資金用途については当協会のホームページをご覧ください。
- 保証料率 0.45～1.90%（専門家による確認を受けた場合は0.20～1.15%）
- 保証限度額 2億8,000万円

○経営改善に取り組みたい方

経営力強化保証

- 対象 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.75%（責任共有対象） 0.50%～2.00%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内（一括返済の場合は1年以内）
保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- 対象 中小企業再生支援協議会等の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）
※令和4年度では、コロナ禍に対応して各要件の緩和や保証料の軽減措置を設けています。詳細は当協会のホームページをご覧ください。

○突発的な事象発生時や経済危機時に必要な資金を調達したい方

伴走支援型特別保証

- 対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が一定以上減少した中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～2.10%
※国による保証料補助があります。（詳細はホームページ等でご確認ください。）
- 保証限度額 6,000万円

経営安定関連保証

- 対象 様々な事由により経営の安定に支障が生じているとして、市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者（事由により、1号から8号までの認定要件があります）
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円

危機関連保証

- 対象 国が指定した「危機」を起因として著しく信用収縮が発生した場合に、その信用収縮によって経営の安定に支障が生じているとして市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.80%
- 保証限度額 2億8,000万円

企業のライフステージに応じた支援の取り組み

当協会では、信用保証業務のほかにも、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでいます。企業のライフステージに応じて、創業支援・経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

これらの支援について、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しています。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めています。

○創業支援

創業サポート体制

サポートベース

『創業応援チーム』、女性創業応援チーム『シルキークレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆さまに寄り添ったサポートを行っています。

ガイダンス

創業を検討されている方に向けたガイドブック『創業計画サポートガイド』や中小企業診断士等の専門家を活用した『外部専門家派遣』、シルキークレインが開催する創業セミナー『ガールズ創業カフェ』で創業者の皆さまをナビゲートします。

ファイナンス

国の保証制度である「創業関連保証」や、県の制度資金「創業チャレンジ資金」等、『創業に係る保証制度』と、『お取り扱い金融機関への橋渡し』で創業者の皆さまの金融面を支援します。

プロモーション

創業者の皆さまの事業・お店を紹介する企画『Go for it!』にて広報面を支援します。四半期に一度、定期的に紹介を行っています。

○経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援

金融支援と経営支援の一体的な取り組み

経営力強化保証

金融機関と認定経営革新等支援機関が連携し、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を図り、中小企業・小規模事業者の経営力を強化するための保証制度です。

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

群馬県経営サポート会議を活用することもできます。

金融機関・関係機関等との連携

群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しています。

群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めています。

協会独自の取り組み

保証審査担当者等による相談・支援業務

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内します。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応します。

経営支援チームによる経営支援

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課の職員が「経営支援チーム」を組み、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートします。

外部専門家を活用した経営支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業承継を支援します。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせて、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めています。

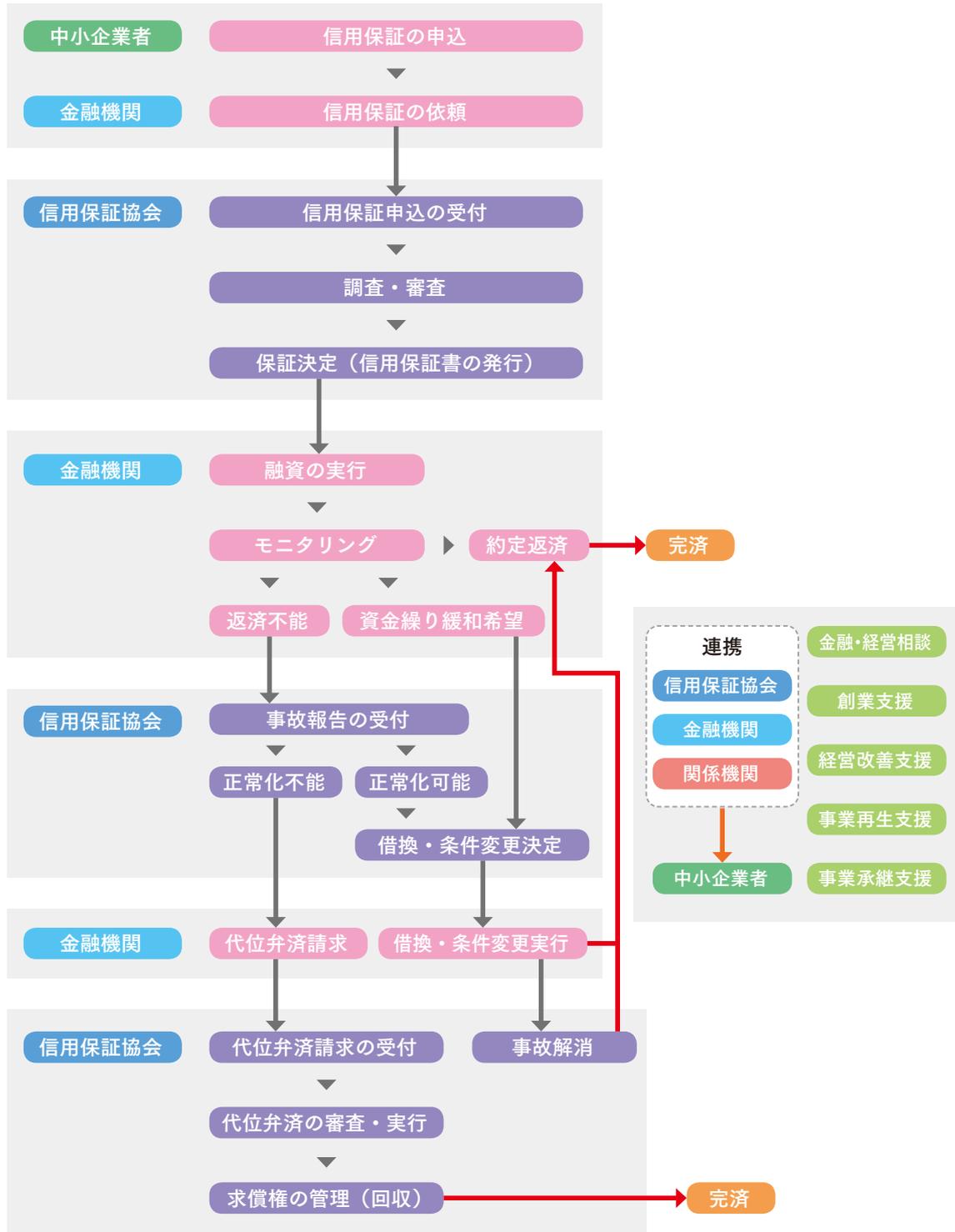
事業承継相談窓口

事業相談承継窓口を設置して、中小企業・小規模事業者の事業承継相談を受付しています。相談内容によって、事業承継に係る保証制度による金融支援や、事業承継ネットワーク事務局への橋渡し等の支援を行います。

返済緩和先の返済正常化に向けた支援

返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っています。

業務の流れ



| | |
|------------|---|
| 調査・審査 | 事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査します。 |
| 保証決定 | 調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。(ご希望通りの内容とはならない場合もあります。) |
| 資金繰り緩和希望 | 毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、借換や条件変更のご相談に応じます。 |
| 借換 | 信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。 |
| 条件変更 | 信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。 |
| 金融・経営相談 | 中小企業・小規模事業者を訪問する「出前金融・経営相談」や当協会に設置している「金融・経営窓口相談」で、ご相談に応じます。 |
| 創業支援 | 創業応援チーム、女性創業応援チーム「シルキークレイン」が創業計画作成のサポートや、創業後の経営相談等に応じます。 |
| 経営改善支援 | 当協会の経営支援課を中心とした経営支援チームが経営改善計画の策定等をサポートします。 |
| 事業再生支援 | 当協会の再生支援課が求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の事業再生をサポートします。 |
| 事業承継支援 | 「事業承継相談窓口」を設置しています。当協会の経営支援課が事業承継に関する相談等に応じます。 |
| 事故報告 | 廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。 |
| 事故解消 | 事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消します。 |
| 代位弁済 | 事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払います。 |
| 求償権 | 金融機関に代位弁済し、取得した債権です。 |
| 求償権の管理(回収) | 中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。 |

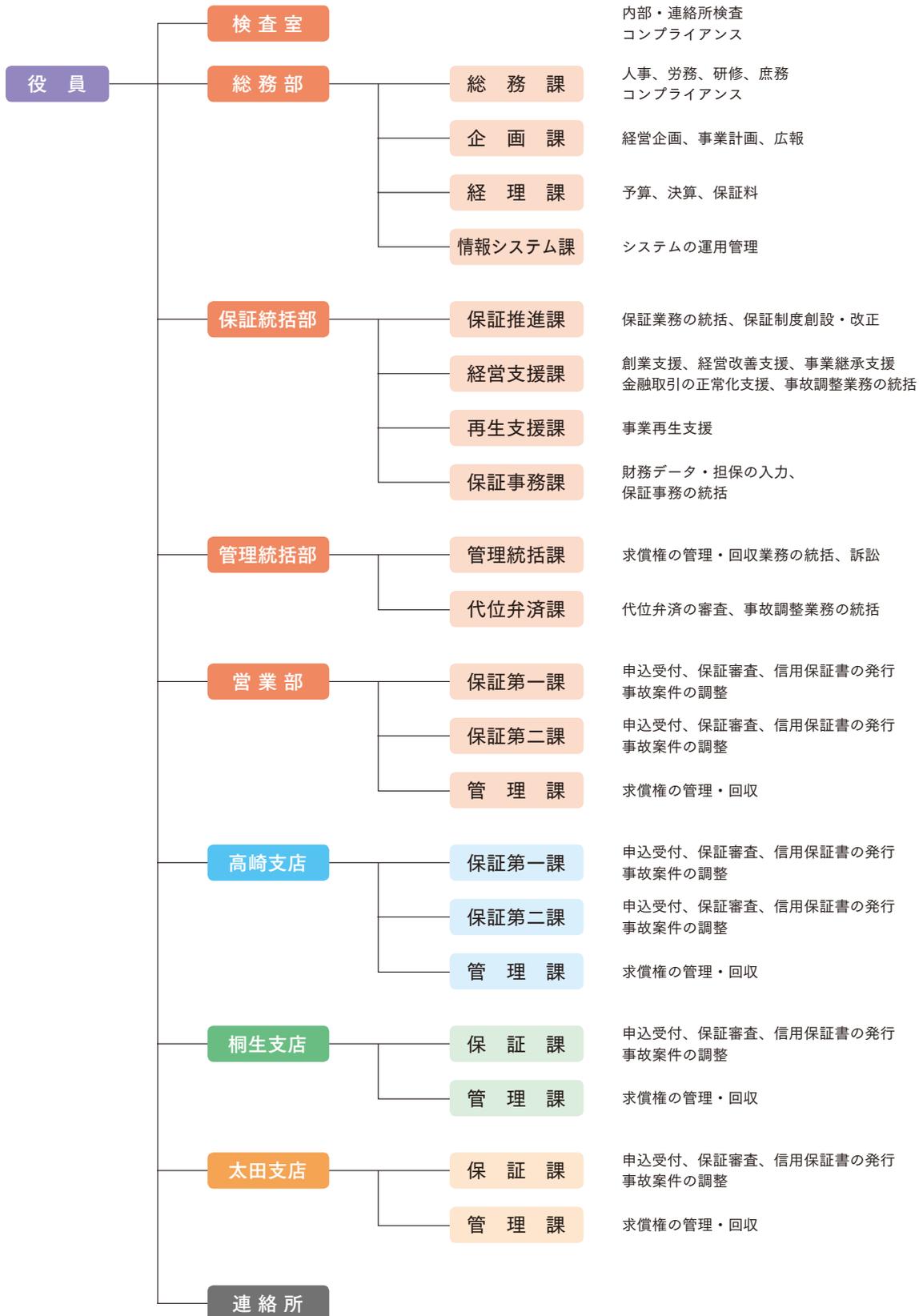
役員・組織体制

○役員

(令和4年6月1日現在)

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|------|-------|---------------------------|
| 会長 | 青木 勇 | 常勤（元：群馬県 病院局長） |
| 専務理事 | 松田 久 | 常勤（前：群馬銀行） |
| 常務理事 | 鬼形 尚道 | 常勤（前：群馬県 産業経済部長） |
| 常務理事 | 上村 敏 | 常勤（元：群馬県信用保証協会 総務部部長） |
| 理事 | 加藤 茂生 | 常勤（元：群馬県信用保証協会 保証統括部部長） |
| 理事 | 大久保 聡 | 非常勤（群馬県 産業経済部長） |
| 理事 | 泉沢 信哉 | 非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 委員長） |
| 理事 | 清水 聖義 | 非常勤（群馬県市長会 会長） |
| 理事 | 茂原 荘一 | 非常勤（群馬県町村会 会長） |
| 理事 | 深井 彰彦 | 非常勤（群馬銀行 頭取） |
| 理事 | 江原 洋 | 非常勤（東和銀行 頭取） |
| 理事 | 早川 茂 | 非常勤（群馬県信用金庫協会 会長） |
| 理事 | 小林 正弘 | 非常勤（群馬県信用組合協会 会長） |
| 理事 | 曾我 孝之 | 非常勤（群馬県商工会議所連合会 会長） |
| 理事 | 石川 修司 | 非常勤（群馬県商工会連合会 会長） |
| 理事 | 吉田 勝彦 | 非常勤（群馬県中小企業団体中央会 会長） |
| 理事 | 小林 雅子 | 非常勤（群馬県繊維連合会 会長） |
| 監事 | 斉藤 優 | 非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 副委員長） |
| 監事 | 福田 芳美 | 非常勤（群馬県 会計管理者） |
| 監事 | 稲葉 雅雄 | 常勤（前：群馬県信用保証協会 総務部部長） |

○組織・機構（令和4年4月1日現在）



○窓口・業務担当区域

本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

| 部署名 | | TEL | FAX | 業務担当区域 |
|-------|---------|--------------|--------------|---|
| 総務部 | 総務課 | 027-231-8816 | 027-234-8823 | |
| | 企画課 | 027-231-8874 | | |
| | 経理課 | 027-231-8674 | | |
| | 情報システム課 | 027-231-8796 | 027-231-8338 | |
| 保証統括部 | 保証推進課 | 027-231-8875 | 027-231-8814 | 県内全域 |
| | 経営支援課 | 027-219-6003 | | |
| | 再生支援課 | 027-225-5025 | 027-225-9052 | |
| | 保証事務課 | 027-219-6001 | 027-231-8096 | |
| 管理統括部 | 管理統括課 | 027-231-8946 | 027-231-8424 | |
| | 代位弁済課 | 027-231-8842 | | |
| 営業部 | 保証第一課 | 027-231-8818 | 027-231-9459 | 前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡 |
| | 保証第二課 | 027-231-8819 | 027-231-9250 | |
| | 管理課 | 027-231-8820 | 027-231-8096 | |
| 検査室 | | 027-289-5205 | 027-234-8823 | |

高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

| 部署名 | TEL | FAX | 業務担当区域 |
|-------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 保証第一課 | 027-362-7733 | 027-363-2223 | 高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡 |
| 保証第二課 | | | |
| 管理課 | | | |

桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階

| 部署名 | TEL | FAX | 業務担当区域 |
|-----|--------------|--------------|----------|
| 保証課 | 0277-43-6211 | 0277-43-9181 | 桐生市、みどり市 |
| 管理課 | 0277-43-6212 | | |

太田支店

〒373-0851 太田市飯田町1180番地

| 部署名 | TEL | FAX | 業務担当区域 |
|-----|--------------|--------------|-------------|
| 保証課 | 0276-48-8811 | 0276-48-8810 | 太田市、館林市、邑楽郡 |
| 管理課 | 0276-48-8812 | | |

本店



高崎支店



桐生支店



太田支店



2021年度の事業実績

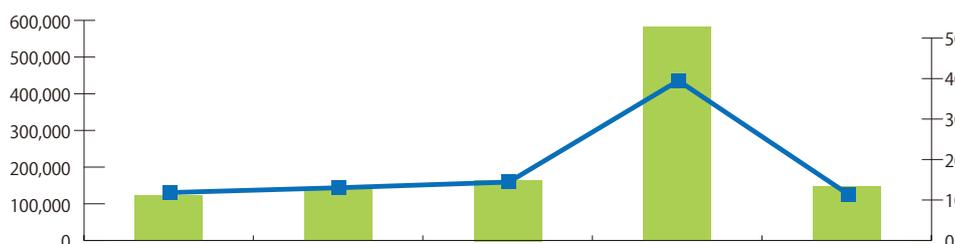
○最近5年間の主要業務実績の推移

(金額単位：百万円)

保証承諾

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

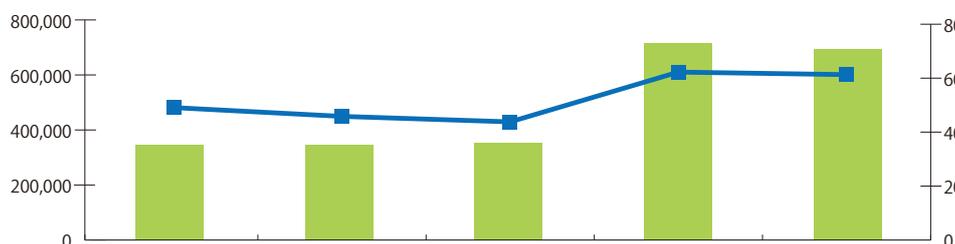


| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 12,226 | 13,424 | 14,822 | 39,873 | 11,849 |
| 金額 | 123,577 | 143,909 | 165,920 | 584,216 | 149,209 |
| 前年度比 | 115.0% | 116.5% | 115.3% | 352.1% | 25.5% |

保証債務残高

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

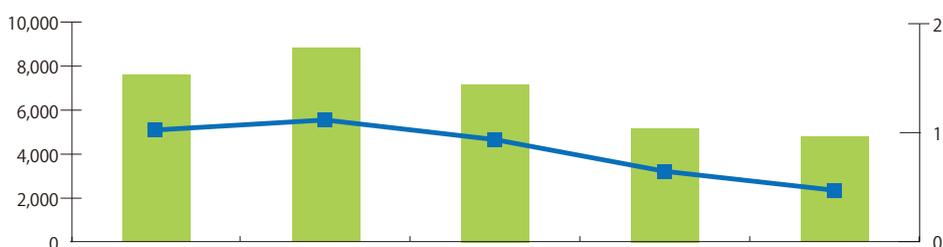


| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 49,087 | 45,828 | 43,797 | 62,243 | 61,303 |
| 金額 | 347,090 | 346,762 | 354,096 | 716,605 | 696,002 |
| 前年度比 | 91.5% | 99.9% | 102.1% | 202.4% | 97.1% |

代位弁済

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件



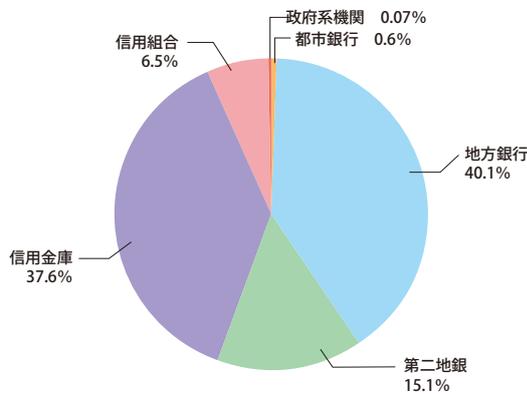
| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,024 | 1,116 | 936 | 645 | 471 |
| 金額 | 7,605 | 8,833 | 7,175 | 5,168 | 4,803 |
| 前年度比 | 95.5% | 116.2% | 81.2% | 72.0% | 92.9% |

○金融機関別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

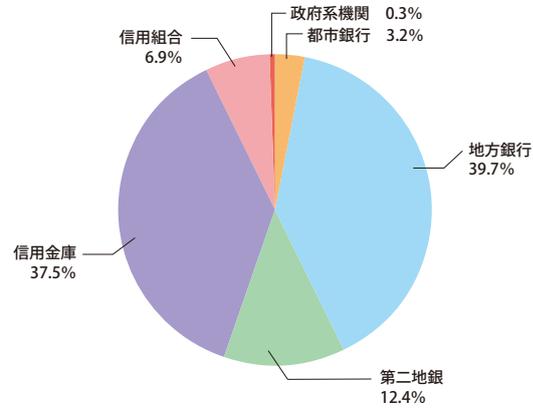
(金額単位：百万円)

保証承諾



| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|--------|---------|--------|
| 都市銀行 | 31 | 872 | 17.0% |
| 地方銀行 | 3,660 | 59,810 | 25.2% |
| 第二地銀 | 1,534 | 22,550 | 28.5% |
| 信用金庫 | 5,433 | 56,160 | 27.1% |
| 信用組合 | 1,181 | 9,715 | 17.7% |
| 政府系 | 10 | 102 | 204.5% |
| その他 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 11,849 | 149,209 | 25.5% |

代位弁済

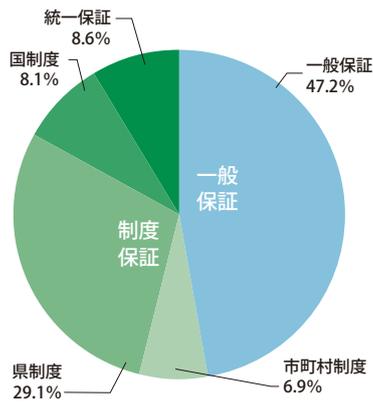


| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|------|-----|-------|--------|
| 都市銀行 | 5 | 152 | — |
| 地方銀行 | 144 | 1,908 | 90.8% |
| 第二地銀 | 58 | 594 | 102.3% |
| 信用金庫 | 222 | 1,800 | 101.1% |
| 信用組合 | 41 | 332 | 48.6% |
| 政府系 | 1 | 16 | 74.9% |
| その他 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 471 | 4,803 | 92.9% |

○制度別実績

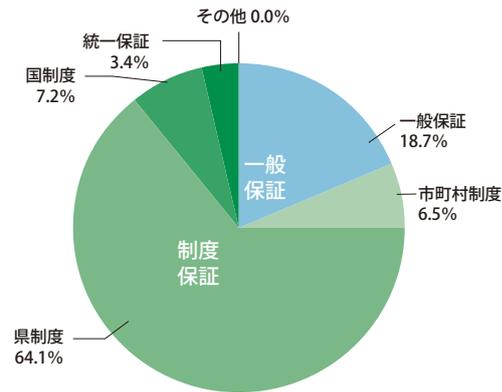
(金額単位：百万円)

保証承諾



| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-------|--------|---------|--------|
| 一般保証 | 4,547 | 70,416 | 87.7% |
| 制度保証 | 7,302 | 78,793 | 15.6% |
| 市町村制度 | 2,006 | 10,352 | 33.4% |
| 県制度 | 3,653 | 43,433 | 9.8% |
| 国制度 | 619 | 12,113 | 64.5% |
| 統一制度 | 1,024 | 12,894 | 112.2% |
| その他 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 11,849 | 149,209 | 25.5% |

保証債務残高



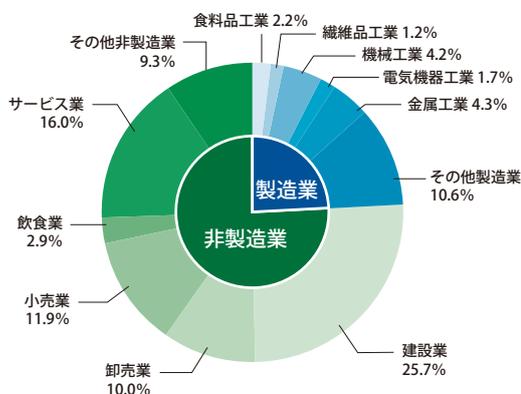
| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-------|--------|---------|--------|
| 一般保証 | 9,965 | 130,452 | 84.7% |
| 制度保証 | 51,338 | 565,550 | 100.5% |
| 市町村制度 | 10,015 | 45,217 | 85.3% |
| 県制度 | 36,169 | 446,353 | 102.4% |
| 国制度 | 3,126 | 50,128 | 104.9% |
| 統一制度 | 2,018 | 23,836 | 92.0% |
| その他 | 10 | 17 | 75.5% |
| 合計 | 61,303 | 696,002 | 97.1% |

○業種別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

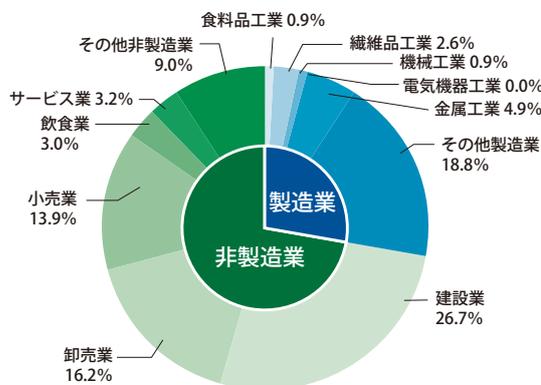
(金額単位：百万円)

保証承諾



| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|--------------|---------------|----------------|--------------|
| 食料品工業 | 188 | 3,297 | 28.2% |
| 繊維品工業 | 167 | 1,844 | 25.1% |
| 機械工業 | 406 | 6,198 | 23.1% |
| 電気機器工業 | 167 | 2,481 | 23.0% |
| 金属工業 | 447 | 6,432 | 21.5% |
| その他製造業 | 1,161 | 15,827 | 24.0% |
| 製造業計 | 2,536 | 36,079 | 23.6% |
| 建設業 | 3,420 | 38,349 | 27.6% |
| 卸売業 | 920 | 14,856 | 25.6% |
| 小売業 | 1,542 | 17,820 | 25.7% |
| 飲食業 | 488 | 4,341 | 19.2% |
| サービス業 | 2,029 | 23,839 | 24.7% |
| その他非製造業 | 914 | 13,924 | 30.3% |
| 非製造業計 | 9,313 | 113,129 | 26.2% |
| その他 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 11,849 | 149,209 | 25.5% |

代位弁済

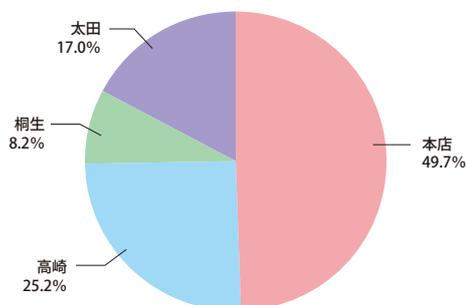


| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|--------------|------------|--------------|---------------|
| 食料品工業 | 4 | 41 | 43.8% |
| 繊維品工業 | 11 | 124 | 161.6% |
| 機械工業 | 7 | 41 | 84.0% |
| 電気機器工業 | 0 | 0 | — |
| 金属工業 | 19 | 237 | 91.2% |
| その他製造業 | 65 | 901 | 112.6% |
| 製造業計 | 106 | 1,344 | 103.7% |
| 建設業 | 153 | 1,284 | 167.7% |
| 卸売業 | 61 | 778 | 96.4% |
| 小売業 | 61 | 667 | 63.9% |
| 飲食業 | 23 | 142 | 51.0% |
| サービス業 | 43 | 154 | 30.2% |
| その他非製造業 | 24 | 434 | 93.1% |
| 非製造業計 | 365 | 3,459 | 89.3% |
| その他 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 471 | 4,803 | 92.9% |

○本・支店別実績

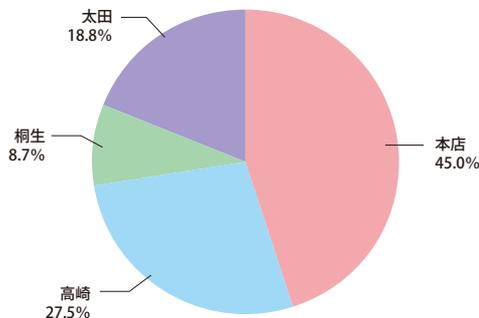
(金額単位：百万円)

保証承諾



| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 本店 | 5,562 | 74,115 | 25.5% |
| 高崎 | 3,370 | 37,543 | 25.2% |
| 桐生 | 1,075 | 12,218 | 27.9% |
| 太田 | 1,842 | 25,332 | 25.0% |
| 合計 | 11,849 | 149,209 | 25.5% |

保証債務残高

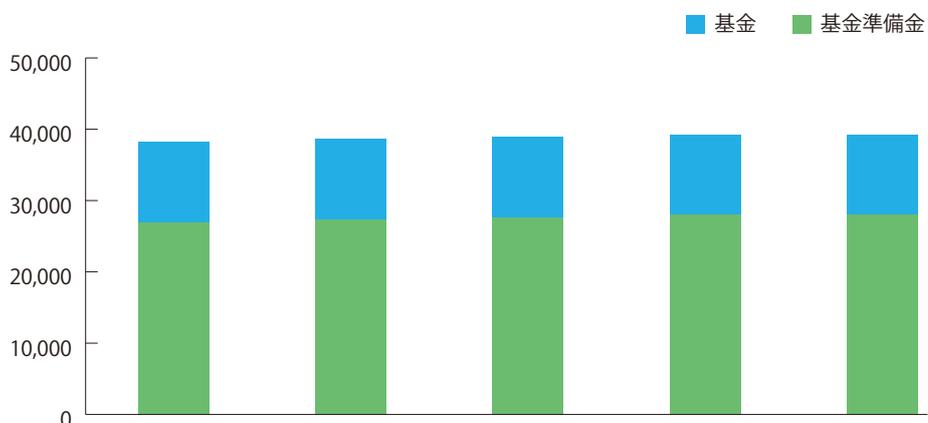


| | 件数 | 金額 | 前年度比 |
|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 本店 | 27,121 | 313,363 | 97.3% |
| 高崎 | 18,181 | 191,329 | 97.1% |
| 桐生 | 5,587 | 60,212 | 95.7% |
| 太田 | 10,414 | 131,098 | 97.4% |
| 合計 | 61,303 | 696,002 | 97.1% |

○基本財産

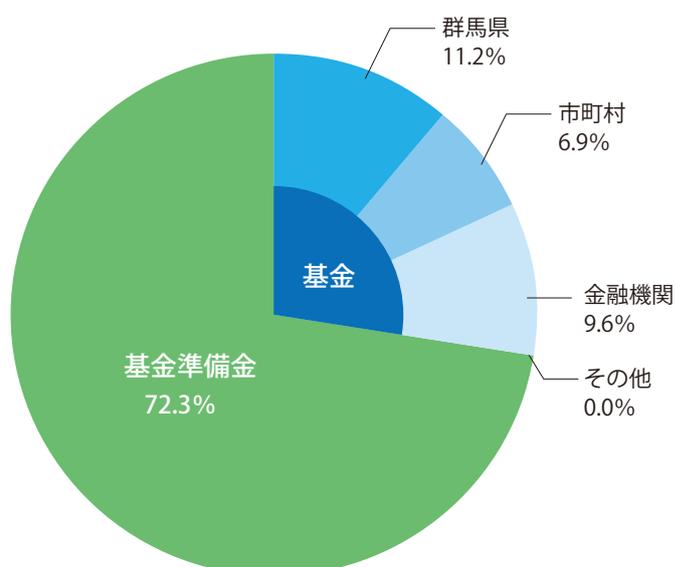
(金額単位：百万円)

最近5年間の推移



| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基金 | 11,300 | 11,301 | 11,306 | 11,306 | 11,306 |
| 基金準備金 | 27,390 | 27,600 | 27,995 | 27,995 | 29,450 |
| 基本財産 | 38,690 | 38,901 | 39,301 | 39,301 | 40,756 |

令和3年度末における基本財産の内訳

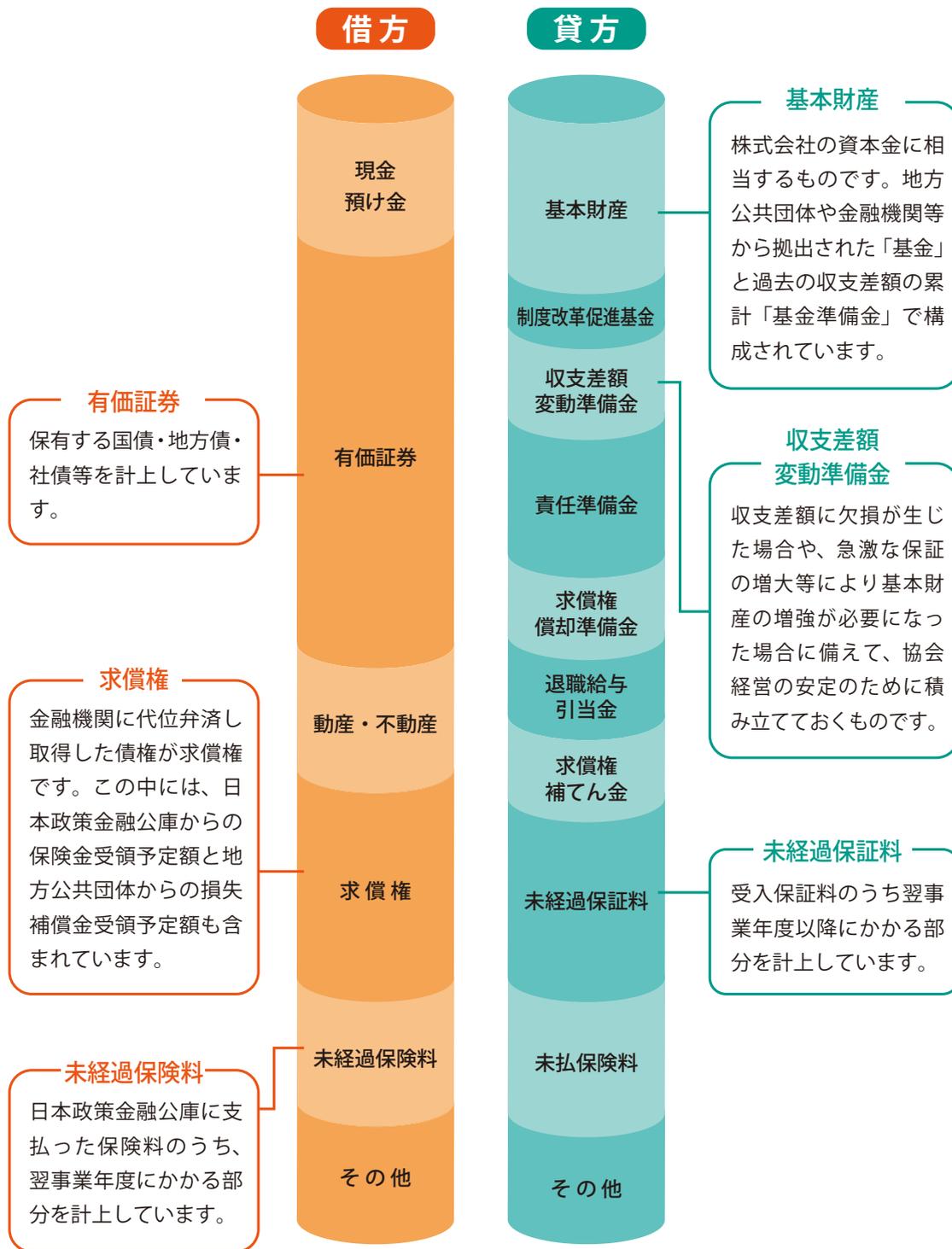


○貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

| 借 方 | | 貸 方 | |
|----------|-----------------|---------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 現金 | 542,079 | 基本財産 | 40,756,051,488 |
| 現金 | 542,079 | 基金 | 11,306,436,919 |
| 小切手 | 0 | 基金準備金 | 29,449,614,569 |
| 預け金 | 22,228,758,034 | 制度改革促進基金 | 0 |
| 当座預金 | 0 | 収支差額変動準備金 | 17,564,512,023 |
| 普通預金 | 21,978,618,034 | 責任準備金 | 4,265,653,696 |
| 通知預金 | 0 | 求償権償却準備金 | 438,442,601 |
| 定期預金 | 250,000,000 | 退職給与引当金 | 1,030,478,169 |
| 郵便貯金 | 140,000 | 損失補償金 | 2,229,787,282 |
| 金銭信託 | 0 | 保証債務 | 696,001,751,157 |
| 有価証券 | 59,131,929,000 | 求償権補てん金 | 0 |
| 国債 | 0 | 保険金 | 0 |
| 地方債 | 15,970,190,000 | 損失補償補てん金 | 0 |
| 社債 | 43,154,739,000 | 借入金 | 0 |
| 株式 | 7,000,000 | 長期借入金 | 0 |
| 受益証券 | 0 | （うち日本政策金融公庫分） | 0 |
| その他有価証券 | 0 | 短期借入金 | 0 |
| 新株予約権 | 0 | （うち日本政策金融公庫分） | 0 |
| ファンド出資 | 0 | 収支差額変動準備金造成資金 | 0 |
| 動産・不動産 | 549,545,166 | 雑勘定 | 21,119,767,455 |
| 事業用不動産 | 527,809,901 | 仮受金 | 38,114,827 |
| 事業用動産 | 21,735,265 | 保険納付金 | 199,951,840 |
| 所有動産・不動産 | 0 | 損失補償納付金 | 20,830,609 |
| 損失補償金見返 | 2,229,787,282 | 未経過保証料 | 20,846,950,342 |
| 保証債務見返 | 696,001,751,157 | 未払保険料 | 1,986,424 |
| 求償権 | 1,616,744,337 | 未払費用 | 11,933,413 |
| 譲受債権 | 0 | | |
| 雑勘定 | 1,647,386,816 | | |
| 仮払金 | 27,437,928 | | |
| 保証金 | 1,235,520 | | |
| 厚生基金 | 180,925,500 | | |
| 連合会勘定 | 456,716 | | |
| 未収利息 | 117,128,041 | | |
| 未経過保険料 | 1,320,203,111 | | |
| 合 計 | 783,406,443,871 | 合 計 | 783,406,443,871 |

○貸借対照表の用語解説

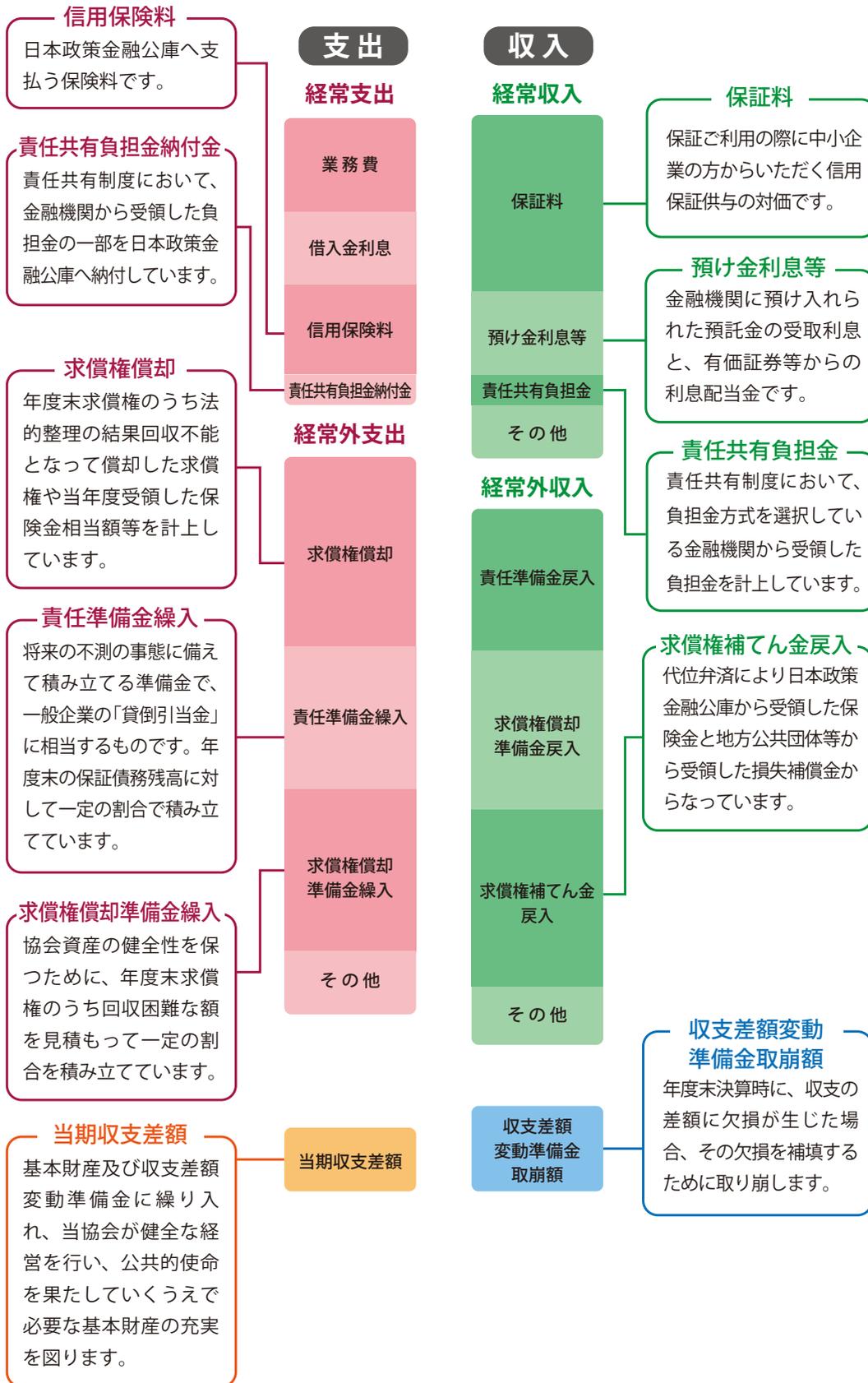


○収支計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------------|
| 経常収入 | 8,273,542,503 |
| 保証料 | 6,925,814,759 |
| 預け金利息 | 43,808 |
| 有価証券利息配当金 | 600,380,216 |
| 調査料 | 0 |
| 延滞保証料 | 0 |
| 損害金 | 24,267,286 |
| 事務補助金 | 17,341,627 |
| 責任共有負担金 | 672,840,000 |
| 雑収入 | 32,854,807 |
| 経常支出 | 4,861,798,411 |
| 業務費 | 1,514,517,021 |
| 役職員給与 | 857,260,519 |
| 退職給与引当金繰入 | 68,837,138 |
| その他人件費 | 157,817,535 |
| 旅費 | 90,140 |
| 事務費 | 247,402,298 |
| 賃借料 | 57,021,452 |
| 動産・不動産償却 | 24,142,349 |
| 信用調査費 | 6,261,189 |
| 債権管理費 | 28,989,202 |
| 指導普及費 | 27,084,947 |
| 負担金 | 39,610,252 |
| 借入金利息 | 0 |
| 信用保険料 | 3,187,373,594 |
| 責任共有負担金納付金 | 158,989,730 |
| 雑支出 | 918,066 |
| 経常収支差額 | 3,411,744,092 |
| 経常外収入 | 8,315,674,984 |
| 償却求償権回収金 | 163,809,413 |
| 責任準備金戻入 | 4,350,622,744 |
| 求償権償却準備金戻入 | 324,882,768 |
| 求償権補てん金戻入 | 3,475,425,445 |
| 保険金 | 3,129,968,816 |
| 損失補償補てん金 | 345,456,629 |
| 補助金 | 0 |
| その他収入 | 934,614 |
| 経常外支出 | 8,818,797,068 |
| 求償権償却 | 4,087,880,941 |
| 譲受債権償却 | 0 |
| 有価証券償却 | 0 |
| 雑勘定償却 | 21,542,846 |
| 退職金 | 5,152,365 |
| 責任準備金繰入 | 4,265,653,696 |
| 求償権償却準備金繰入 | 438,442,601 |
| その他支出 | 124,619 |
| 経常外収支差額 | △503,122,084 |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |
| 当期収支差額 | 2,908,622,008 |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 1,454,000,000 |
| 基本財産繰入額 | 1,454,622,008 |

○収支計算書の用語解説



群馬県信用保証協会レポート ディスクロージャー誌 2022

| | |
|--------|---|
| 発行 | 2022年7月 群馬県信用保証協会 総務部企画課 |
| 住所 | 〒371-0026 群馬県前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館 |
| 電話 | 027-231-8874 |
| ホームページ | https://gunma-cgc.or.jp/ |

GUNMA GUARANTEE
REPORT 2022



群馬県信用保証協会

<https://gunma-cgc.or.jp/>

編集：総務部企画課 027-231-8874